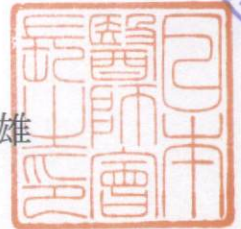


日医発第753号(法62)  
平成17年12月2日

都道府県医師会長 殿  
郡市区医師会長 殿



日本医師会  
会長 植松 治雄



厚生労働省作成の「『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』に関するQ&A(事例集)」の追加Q&Aについて(ご連絡)

平素は、本会会務にご協力賜り厚く御礼申しあげます。

厚生労働省では、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ&A(事例集)を同省ホームページ上の下記URLにおいて掲載しております(平成17年3月29日付 日医発第1293号(法95)F参照)。このたび、追加Q&Aとして「捜査照会等への対応」に関する問答が掲載されましたので、追加掲載された部分(11月29日現在)を取り急ぎご送付いたします。また、去る3月29日以降、追加掲載された各Q&Aの「改訂履歴」を併せて添付いたします。Q&Aの内容につきましては、今後も同省ホームページ上の下記URLにおいて逐次、更新されるとのことでありますので、重ねてご案内申しあげます。

以上、貴会管内の会員へ周知していただきますよう、ご高配のほどお願い申しあげます。

## 記

○厚生労働省「『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』に関するQ&A(事例集)」が掲載されているURL

註: 次のURLにアクセスしたうえで、さらにQ&Aにアクセスしてください

● <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/koin/index.html>

照会先

厚生労働省 医政局総務課(医療関係)

TEL03-3595-2189(ダイヤルイン)

医薬食品局総務課(薬局関係)

TEL03-3595-2377(ダイヤルイン)

老健局総務課(介護関係)

TEL03-3591-0954(ダイヤルイン)

以上

Q & A 追加問（平成 17 年 11 月 29 日掲載分）

【各論】

Q 5－2 4 警察や検察等捜査機関からの照会や事情聴取に関して、「第三者提供の制限の例外」に該当する場合には、どのようなものがあるでしょうか。

A 5－2 4 警察や検察等の捜査機関の行う刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく照会は、相手方に報告すべき義務を課すものと解されている上、警察や検察等の捜査機関の行う任意捜査も、これへの協力は任意であるものの、法令上の具体的な根拠に基づいて行われるものであり、いずれも第三者提供の制限の例外である個人情報保護法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当すると解されています。

また、個別の犯罪捜査以外でも、例えば、災害発生時等に警察が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合等公共の安全と秩序の維持の観点から照会する場合は、同法第 23 条第 1 項第 4 号の「国の機関が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合」で、「本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当すると考えられます。

Q 5－2 5 警察や検察等捜査機関から患者の状況について照会や事情聴取があった場合、患者本人の同意を得ずに回答できるのでしょうか。個人情報保護法の施行を機に警察等からの照会等に対する取扱いを変えた方がいいですか。

A 5－2 5 警察や検察等捜査機関からの照会や事情聴取は、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、患者本人の同意を得ずに回答しても同法違反とはなりません。また、災害発生時等における照会については同法第 23 条第 1 項第 4 号に該当すると考えられることから、これらに関する取扱いを変更する必要はなく、従来どおりの対応が可能と考えます。

なお、上記照会や事情聴取により求められた患者の状況その他の医療情報を患者本人の同意なく提供することが民法上の不法行為を構成することは、通常は考えにくいと思われます。もっとも、求められた以外の情報を提供した場合には、損害賠償を請求されるおそれも否定できません。照会や事情聴取に応じ警察や検察等捜査機関に対し個人情報を提供する場合には、当該情報提供を求めた捜査官の役職、氏名を確認するとともに、その求めに応じ提供したことを後日説明できるようにしておくことが必要と思われます。

ガイドラインについては、上記趣旨を反映させた見直しを検討したいと考えております。

(参考) 改訂履歴

| 日付                | 主な変更点                                                                              |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 17 年 3 月 28 日  | Q & A 作成                                                                           |
| 平成 17 年 3 月 29 日  | 総論 Q 3 - 1 と各論 Q 1 - 1 の回答に介護関係事業者に関する記載を追加                                        |
| 平成 17 年 5 月 20 日  | 大規模災害や事故等における対応に関する問を追加<br>(各論 Q 5 - 17 ~ Q 5 - 20)                                |
| 平成 17 年 8 月 5 日   | 既存の問と回答を一部修正 (各論 Q 4 - 3、Q 4 - 10、<br>Q 5 - 6)、新たに問を追加 (各論 Q 5 - 21 ~ Q 5 -<br>23) |
| 平成 17 年 11 月 29 日 | 捜査照会等への対応に関する問を追加<br>(各論 Q 5 - 24、Q 5 - 25)                                        |